

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第117号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年5月10日 10時00分ごろ	
発生場所	兵庫県姫路市 家島諸島男鹿島東岸 男鹿島灯台から真方位050° 900m付近 (概位 北緯34° 39.7' 東経134° 35.4')	
事故等調査の経過	平成22年6月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利採取運搬船 第三十八 ^{よしげ} 芳成丸、488トン	
船舶番号、船舶所有者等	132320、日本機動建設株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船尾船底凹損及び推進器翼曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、石材約1,400トンを積載し、船首約3.4m、船尾約4.8mの喫水で、男鹿島東岸において離岸作業中、平成22年5月10日10時00分ごろ、浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風速 約3.0m/s 海象：潮汐 下げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、男鹿島東岸において離岸作業中、船長が岸壁近くに浅所があることを承知していたものの、浅所を回避するように操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、男鹿島東岸において離岸作業中、船長が浅所を回避するように操船を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	